

○登米市空き店舗活用事業補助金交付要綱

登米市空き店舗活用事業補助金交付要綱（平成17年登米市告示第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の中小商業者の振興及び商店街の活性化を図るため、商店街団体等又は新規出店者が行う空き店舗活用事業に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗活用事業 商店街団体等又は新規出店者が市内にある空き店舗を活用して行う事業をいう。
- (2) 商店街団体等 次に掲げる団体等をいう。
 - ア 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - イ 商店街を単位とする事業協同組合又は協同組合連合会
 - ウ 商店街を形成する任意の団体であつて、市長が適当と認めたもの
 - エ 商工会議所又は商工会
- (3) 新規出店者 市内にある空き店舗を賃借し、出店する個人又は法人をいう。
- (4) 補助対象産業 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定める産業のうち次に掲げる産業をいう。
 - ア 大分類の卸売・小売業のうち中分類55から60までに定める小売業
 - イ 大分類の飲食店、宿泊業のうち中分類70に定める一般飲食店
 - ウ 大分類のサービス業(他に分類されないもの)のうち中分類82に定める洗濯・理容・美容・浴場業及び同分類83に定めるその他の生活関連サービス業

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる空き店舗活用事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商店街団体等が運営する補助対象産業による共同店舗、コミュニティ施設等(以下「共同店舗等」という。)で3年以上継続して活用される事業
- (2) 新規出店者が行う補助対象産業に該当し、3年以上継続して活用される事業

2 前項の規定にかかわらず次に該当するものは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとするもの
- (2) 市税の滞納をしているもの

(3) その他市長が不相当と認める種類の営業を行っているもの

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 空き店舗の全部又は一部の改修に要する経費。
- (2) 商店街団体等に係る共同店舗等の用に供するための建物の賃借料並びに新規出店者に係る建物の賃借料

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、別表に掲げる補助率等により算定した額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項第1号による補助金交付申請書は、空き店舗活用事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (2) 空き店舗の付近の見取図、建物平面図
- (3) 申請者が、個人である場合にあっては履歴書、法人又は商店街団体等である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による補助事業実績報告書は、空き店舗活用事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真(改修の場合に限る。)
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の登米市空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

項 目	補助対象経費	補助率	補助対象経費 の上限額	補助要件
店舗改修費	<ul style="list-style-type: none">・ 改装及び設備に係る経費・ 設計が必要な場合はその経費	2分の1 以内	70万円以内	
店舗等賃借料	<ul style="list-style-type: none">・ 共同店舗等の用に供する建物の賃借料・ 新規出店者に係る建物の賃借料	2分の1 以内	月額5万円 以内	賃借をした日の属する月から20ヶ月間

様式1号（第6条関係）

年 月 日

登米市長 様

申請者
住所
氏名（代表者名） ㊟

登米市空き店舗活用事業補助金交付申請書

年度空き店舗活用事業を次のとおり実施したいので、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象事業の区分
- 1) 商店街団体等が行なう事業
 - 2) 新規出店者が行なう事業

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

交付申請額			円
補助対象経費	円 (①+②の額)		
	[算出根拠]		
	①店舗改修費	店舗改修費 () × 補助率 (1/2) =	
②店舗賃借料	店舗月額賃借料 () × 補助率 (1/2) × 補助申請月数 () =		
申請期間 (賃借料の交付の場合に限る。)	年 月分から 年 月分まで (月)		
	[当該年度申請期間] 年 月分から 年 月分まで (月)		

3 事業内容 別紙 事業計画書のとおり

4 添付書類

- (1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (2) 空き店舗の付近の見取図、建物平面図
- (3) 申請者が個人である場合にあっては履歴書、法人又は商店街団体等である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの

別紙（商店街団体等の申請用）

事業計画書

1 事業主体の概要等

名 称	(代表者)							
所在地								
連絡先	(担当者名)	(電話)			(FAX)			
	(E-mail)							
設立年月日	年 月 日			(出資金)			千円	
構成員数 (人)	物品小売業	飲食業	サービス業	小計①	その他商業者	商業者以外	合計②	構成比率 (①/②)
構成員名簿	別紙のとおり							
事業主体の 現況・活動								

2 事業目的・効果

3 事業内容（具体的に）

4 収支予算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

別紙（新規出店者の申請用）

事業計画書

1 事業の概要等

事業概要	店舗名	
	業種・業態	
	事業の目的及び内容	
	主要取扱商品又はサービス内容	
	開店予定日	
	営業時間	
空き店舗概要	所在地	
	所有者住所	
	所有者氏名	
	月額賃借料	
	その他の賃借条件	

2 セールスポイント

空き店舗への出店動機・目的	
この事業に役立つ経験、資格、特技等	
自己PR	

3 収支予算書

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

登米市長 様

申請者

住所

氏名（代表者名）

印

登米市空き店舗活用事業補助金に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった空き店舗活用事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の区分
 - 1) 商店街団体等が行なう事業
 - 2) 新規出店者が行なう事業

- 2 交付決定額 円

- 3 事業の実施内容 別紙 実績報告書のとおり

- 4 添付書類
 - (1) 完成写真（改修の場合に限る。）
 - (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

別紙（商店街団体等の報告用）

事業実績報告書

1 事業実施内容（具体的に）

2 補助対象経費の内容

交付決定額			円
補助対象経費	円（①+②の額）		
	[算出根拠]		
	①店舗改修費	店舗改修費（ ）×補助率（1/2）＝	
	②店舗賃借料	店舗月額賃借料（ ）×補助率（1/2）×補助申請月数（ ）＝	
申請期間（賃借料の交付の場合に限る。）	年 月分から 年 月分まで（ 月）		
	[当該年度申請期間] 年 月分から 年 月分まで（ 月）		

3 収支決算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

別紙（新規出店者の報告用）

事業実績報告書

1 事業の実施内容等

事業の成果	店舗名			
	業種・業態			
	事業の成果			
	主要取扱商品又はサービス内容			
	開店日	年	月	日
	営業時間	午前	時から午後	時まで
空き店舗概要	所在地			
	所有者住所			
	所有者氏名			
	月額賃借料	円	店舗面積	m ² （坪）
	その他の賃借条件			

2 補助対象経費の内容

交付決定額	円		
	円（①+②+③の額）		
補助対象経費	[算出根拠]		
	①店舗改修費	店舗改修費（ ）×補助率（1/2）＝	
	②店舗賃借料	店舗月額賃借料（ ）×補助率（/2）×補助申請月数（ ）＝	
申請期間（賃借料の交付の場合に限る。）	年 月分から 年 月分まで（ 月）		
	[当該年度申請期間] 年 月分から 年 月分まで（ 月）		

3 収支決算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要

計		

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		